



かいそう  
**改葬の許可  
が必要です**

お骨の移動には手続きが必要です。

**①**

**対象者**

岡崎市内にある墳墓（納骨堂）から他の墳墓（納骨堂）へお骨の移動をされる方  
（敷地内での移動も含まれます。）

**提出時期**

お骨の移動前  
（事前の許可が必要です。）

**受付**

岡崎市保健政策課施設整備係  
（岡崎げんき館2階 岡崎市保健所内）

月曜日から金曜日の  
8時30分から17時15分まで  
（祝日・年末年始を除く。）

※郵送による提出も可能です。

〒444-8545  
岡崎市若宮町2丁目1番地1

**②**

**提出書類**

- ・改葬許可申請書
- ・焼骨等の一覧
- ・焼骨の埋蔵又は収蔵を証明する書類

（現在の墓地（納骨堂）管理者から焼骨の埋蔵等の証明を受ける必要があります。発行後1年以内のものを添付してください。）

（以下の場合には別途提出が必要です）

★墓地使用者と改葬の申請者が異なる場合

- ・承諾書（墓地使用者の署名又は記名押印が必要です。）

★申請者が所有する敷地から改葬する場合

- ・申述書（併せて焼骨等の一覧、現況写真（対象となる墳墓の写真）が必要です。埋蔵を証明する書類の代わりとなります。）

**③**

★岡崎墓園、岡崎墓園納骨堂、市有中町・欠町共同墓地からの改葬で、利用区画・箇所の返還を伴う場合

- ・返還届（改葬後、区画を更地にしたうえで原状回復写真（更地となった区画等の写真）を添付の上別途提出が必要です。）

**④**

各種様式、記載例は岡崎市ホームページ（<https://www.city.okazaki.lg.jp/>）から「改葬」でサイト内検索をして「改葬許可申請書」のページ及び関連ページからダウンロードいただくか、下記までお問合せください。

※改葬の申請については墓地、埋葬等に関する法律第五条及び同施行規則第二条によって定められています。